

地方税ポータルシステムASPサービス提供業務
(長期継続契約)

入札仕様書

令和7年7月

雲南市 市民環境部 税務課

1 契約名

地方税ポータルシステムASPサービス提供業務

2 業務

地方税ポータルシステムASPサービス提供業務（以下「本業務」という。）は、本業務の受注者が、地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルセンタと連携し、L G W A N回線を利用して、受注者が運営するインターネットデータサービスセンター（以下「データセンター」という。）内に設置された審査システムサーバ及び国税連携受信サーバ等（以下「審査サーバ等」という。）と、雲南市（以下「本市」という。）に設置する審査システム及び国税連携システム操作端末を接続して、地方税ポータルシステムを利用するためのASP方式によるコンピュータサービス（以下「ASPサービス」という。）について、ASPサービスを本市が利用するための環境構築を行うサービス（以下「導入支援サービス」という。）と、ASPサービス及びその運用を支援するサービス（以下「運用支援サービス」という。）を提供する業務とする。本業務は、機構が制定した地方税ポータルシステムに関連する各種規約、要綱等を遵守することとする。

3 契約形態

本契約は準委任契約とする。

4 契約期間

本契約の期間は契約締結日の翌日から令和12年12月7日までの長期継続契約とし、詳細な期間は次のとおりとする。

- (1) 導入支援サービスは、契約締結日の翌日から令和7年12月7日までとする。
- (2) 運用支援サービスは、令和7年12月8日から令和12年12月7日までとする。

5 支払方法

- (1) 契約金額（入札書に記載された金額、導入支援サービス料に付いては、導入当月に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額を請求し、運用支援サービス料金月額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額を翌月から毎月請求し）について、下記の方法でASPサービス利用料として支払うものとする。
- (2) 支払期間は、令和8年1月分から令和12年12月分までの60か月とする。
- (3) 受注者は本市に対して毎月分を当月末迄に請求し、本市は、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

6 事業者の要件

- (1) 機構が定める「認定委託先事業者等の登録等に関する要綱」に基づき「認定委託先事

業者等」として登録され、機構から地方税ポータルシステム対応の認定委託先事業者等登録承認通知書を受けている事業者であること。

- (2) 機構が定める「認定委託先事業者等監査実施要綱」に基づく監査を定期に受けており、当該監査に適合するASPサービスを提供できる事業者であること。
- (3) 近隣地方において地方税ポータルサイトASPサービスの提供実績がある事業者であること。
- (4) 近隣地方に事業所もしくはサポートベンダーを擁する事業者であること。

7 ASPサービスの要件

- (1) 機構が定める「認定委託先事業者等の登録等に関する要綱」に基づき「認定委託先事業者等」として登録された事業者が提供するASPサービスであること。
- (2) 機構により構築された地方税ポータルシステムに接続し、動作するものであること。
- (3) LGWAN回線を利用して、本市に設置する、本市がクライアント用として準備するパーソナルコンピュータ（以下「クライアント機器」という。）と受注者が自社のデータセンターに設置する審査サーバ等を接続することができること。
- (4) 機構が公開している審査システム及び国税連携システム（以下「審査システム等」という。）の仕様書及びその関連仕様書を満たす機能を有するものであること。
- (5) 対象ASPサービス

ア 電子申告等ASPサービス

- (ア) 個人住民税（特別徴収関係）
- (イ) 法人市民税
- (ウ) 事業所税
- (エ) 固定資産税（償却資産）
- (オ) 市税に係る申請・届出書
- (カ) 共通納税

イ 年金特徴ASPサービス

ウ 国税連携ASPサービス

- (6) 令和8年eLTX第5期更改によるシステム改修について対応できることとするが、大幅なシステム変更が発生する場合は本市と受託者が協議のうえ対処方法を決定し必要に応じ予算措置を講じるものとする。

また、ASPサービス関連の対象業務機能が追加されることとなった場合においても同様とする。

- (7) 審査システム等のプログラムをインストールするクライアント機器の設置場所及び台数は以下のとおりとする。またクライアント機器の増設が必要となった場合は本市及び受注者協議の上、プログラムをインストールすることにより生じる事項を決定する。

設置場所	部署	種別※	設置台数
雲南市役所	税務課	審査、国税	1台

※表中の種別については審査=審査システム、国税=国税連携システムとする。

(8) A S Pサービスの提供時間については以下のとおりとする。

A S Pサービス名	時間	除外対象
電子申告等及び年金特徴	8時30分から21時	土、日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日
国税連携	8時30分から24時	サーバーメンテナンス時等

(9) 電子申告サービス及び年金特徴サービスに係るデータについて、サーバ内又は記録媒体等に7年間分保存する、国税連携サービスに係るデータについて、サーバ内又は記録媒体等に2年間分格納する（ただし、国税連携受信サーバは、データ保管用サーバではないため、バックアップ用の保管とする。）

(10) 上記の要件を実現するために提供するA S Pサービスは、地方公共団体情報システム機構のL G W A N - A S Pサービスリスト（アプリケーション及びコンテンツサービス）に認定委託先事業者等のサービスとして登録されていること。

8 導入支援サービスに関する事項

機構が定める「令和7年度導入等スケジュール」に従い、次に掲げる作業を行うこと。なお、令和7年の契約日の翌日から同年12月7日までの間にA S Pサービスを提供する業務を受注した事業者が本業務を引き続き受注することとなった場合においては、A S Pサービスの提供に支障のない範囲においてこの作業を省略することができる。

(1) 地方税ポータルセンタ環境設定

環境構築にあたり、各種設定情報等の確認を行うとともに、地方税ポータルセンタ環境設定支援を行う。

(2) 審査サーバ等の設定

審査サーバ等において、本市が利用するA S Pサービスを提供するために必要となる各種設定作業を行う。

(3) データ移行

機構が指定する方法及び様式にてデータ移行を行う。

(4) クライアント機器環境構築

本市が準備するクライアント機器に対し、機構が定める審査システム等のソフトウェアのインストール及び設定作業を行い、審査システム等のクライアント（以下「審査クライアント」という。）として動作させるための環境を構築する。なお、インストール及び設定の方法は、機構が定める各種手引書によるものとする。

(5) 審査システム等動作試験

受注者は、機構が定める「地方税ポータルシステム総合試験手引書」ほか各種試験関連資料に基づき、本市が実施する以下の試験について支援を行う。

ア 総合運転試験

納税者システム（P c d e s k）やポータルから送信された申告書等のデータが、審査システム等を経由し、審査クライアントにより処理されるまでの動作の確認を行う。

イ 基幹税務システムへのデータ作成・取込試験

本市のクライアント出力による基幹税務システムに受け渡すデータ（CSV形式）が審査システム等から正常に作成されるかの確認を行う。

ウ その他

上記に掲げる試験のほか、審査システム等の利用にあたり必要とされる処理の動作試験を行う。

また、今後予定されている「地方税共通納税システム対象税目拡大」、「電子申告の税目拡大」、「その他申告・申請手続きの対応」等については、当該機能追加対応及びそれに付随する試験が発生した場合は、実施することとする。

(6) 問い合わせ受付

本市からの審査システム等の設定等における不明点や疑問点などの問い合わせを受け付け、適切な指示を行う。

(7) 業務報告及び成果物の提出

受注者は、契約締結後速やかに、機構が定める導入スケジュールに基づき、本市又は機構と導入支援サービスに関して協議又は調整を行い、本市に対し本市における導入支援サービスに係る実施計画書を提出するものとする。また、受注者は導入支援サービス各試験における事前打ち合わせ、試験結果の報告等を記載した業務報告書を成果物として、受注者が本市に直接提出または電子メール等の方法により提出するものとする。

また、その成果物をもとにして、必要に応じて本市及び受注者は適宜調整会議を行うものとする。

(8) その他

上記のほか、審査システム等の導入・運用において必要となる業務が発生した場合は、本市と協議の上、実施することとする。

9 運用支援サービスに関する事項

(1) ASPサービスの提供

「本仕様書7 ASPサービスの要件」を満たすASPサービスを提供すること。

(2) 提供日及び提供時間

ASPサービスの提供日及び提供時間は、「本仕様書6 ASPサービスの要件（8）」に従うこと。

(3) 審査クライアントに係るソフトウェアのバージョンアップ

機構から提供される審査クライアントに係るソフトウェア（以下「ソフトウェア等」という。）のバージョンアップ作業については、職員にて実施する。なお、バージョンアップ作業において必要があるときは、受注者は本市職員の求めにより、手順及び方法等について指導・助言を行うものとする。

(4) A S Pサービス用設備等の障害時の対応

ア 受注者は、A S Pサービス用設備等のうち、データセンターに設置する審査サーバ等の障害により、A S Pサービスの利用を一時中断せざるを得なくなった場合には速やかに本市に通知するとともに、障害対応に努めるものとする。

イ 受注者は、A S Pサービス用設備等のうち、A S Pサービス用設備等に接続する受注者が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとする。

ウ 上記のほか、A S Pサービスの利用について不具合が発生したときは、本市及び受注者との協議に基づき、必要な措置をとるものとする。

(5) 問い合わせ対応

受注者は、本市からe L T A Xヘルプデスクや機構に問い合わせるべき事項について問い合わせがあった場合、e L T A Xヘルプデスクや機構に誘導し、それ以外の事項については、問い合わせを受け付け、期限を決めて、書面または口頭で回答する。また、必要に応じ本市に対し適切な指導を行う。受付対応時間は、平日の午前9時から午後6時まで（土・日・祝祭日、年末年始12月29日から1月3日を除く）を最低限の対応時間とする。

(6) データ抽出・移行等

本契約終了後において、受注者以外の者が業務を受注することとなった場合には、機構の定める「登録委託先事業者等の登録等に関する要綱第17条第10号オ」の規定により、受注者の責任と負担においてデータ移行等を行うこと。なお、ここで行う受注者の作業は、データセンター内に設置された審査サーバ等より機構が指定する方法及び様式にてデータ抽出し、本市にデータ提供を行うことに限るものとする。

(7) 業務報告及び成果物の提出

ア 受注者は月ごとに、報告及び審査サーバ等のメンテナンス作業の報告、障害等の発生により行なった作業の報告、その月のサービスで変更や異常がないことの報告等を記載した業務報告書を成果物として、受注者が本市に直接提出または電子メール等の方法により提出するものとする。

また、その成果物をもとにして、必要に応じて本市及び受注者は適宜調整会議を行うものとする。

10 セキュリティの保全

受注者は、本業務の履行にあたり、次の事項を遵守し、本市の指示に従いセキュリティの保全に努めるものとする。特に、個人情報の保護に留意し、「雲南市個人情報保護条例」等、本市が定める規則、規定、その他関係法令等を遵守すること。

また、本業務を履行する者、その他の者にその義務を遵守させるために必要な措置を講じ、その旨を書面により報告しなければならない。なお、違反した場合は「雲南市個人情報保護条例」の罰則規定が適用される。

(1) 秘密の保持

受注者は、本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。

(2) 再委託の禁止または制限

受注者は、この契約について、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(3) 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受注者は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。

また、あらかじめ本市が書面により承諾した内容を除いて、この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(4) データの複写および複製の禁止

受注者は、本業務の履行にあたり、本市に指示された以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

(5) 事故発生時における報告業務

受注者は、成果物の納入前に事故が発生した時は、その事故発生の理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告並びにその後の方針案を提出すること。

(6) データの保管及び廃棄

ア 受注者は、成果物や業務報告等が記録された媒体等については、必ず保管庫内に格納するとともに、施錠する等の安全な方法により保管しなければならない。

イ 受注者は、記憶媒体等に記録された本業務に関する事項について、本市の検査終了後速やかに判読不能にし、全てを廃棄しなければならない。

ただし、本市から特別の指示があった時は、本市の指示に従うこと。

ウ 本市は、受注者に対し成果物や業務報告等が記録された媒体等の保護管理に関する状況について、立ち入り検査及び報告を求めることができる。

11 予算の減額又は削除に伴う解除等

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該

金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

1 2 契約期間中の解除及びサービス満了による解除

本市が本業務の契約期間中に契約を解除する場合及び本業務契約満了により解除する場合は、契約書の条項に従うものとする。